

## ■職長教育（製造業等）

労働安全衛生法第 60 条では、事業場で新たに職長等の第一線現場監督者に就くことになった者に対して、事業者は、法定の安全衛生教育である「職長教育」を行わなければならない旨規定しています。

職長教育を行わなければならない業種：

1. 建設業
2. 製造業で、次に掲げるもの以外のもの
  - イ. 食料品・たばこ製造業（化学調味料製造業および動植物油脂製造業を除く）
  - ロ. 繊維工業（紡績業および染色整理業を除く）
  - ハ. 衣服その他の繊維製品製造業
  - ニ. 紙加工品製造業（セロファン製造業を除く）労働安全衛生法 教育
  - ホ. 新聞業、出版業、製本業および印刷物加工業
3. 電気業
4. ガス業
5. 自動車整備業
6. 機械修理業

※ 1. 建設業は、「建設業」に従事する方のみを対象とした「職長・安全衛生責任者教育」を実施しております。